3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第四十条の見出し中「実施」を「実施方法」に改める。

第四十一条第一号中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第四十六条第七項中「及び写し一通」を削る。

第四十七条第一項各号列記以外の部分中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十九条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四　定期事業者検査の主な実施場所

五　審査を受けようとする期日

第五十九条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　定期事業者検査に関する規程

三　定期事業者検査の要領書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第六十一条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第六十五条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第三項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通」に改める。

第六十六条中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改める。

第六十七条第一項の表第九号を次のように改める。

九	廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度

第七項に定める期間

第六十七条第二項中「もつて」を「もって」に改め、同条第七項中「イ及びロ」を削り、同項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第七十九条第一項第二号中「放射線物質」を「放射性物質」に改める。

第八十一条第一項第四号ロ中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の二十三第二項」に改める。

第八十二条第一項第十六号中「常設重大事故対処設備」を「常設重大事故等対処設備」に改める。

第八十八条第二項中「もつて」を「もって」に改める。

第九十条中「持つた」を「持った」に改め、同条十一号ハ中「第七条」を「第六十七条」に改める。

第九十一条第二項第十三号中「第二条第二項第十二号」を「第二条第二項第十二号」に改める。

第百三十四条第三号中「常設重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する常設重大事故対処設備をいう。以下同じ。）の点検」を「常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検」に改める。

第百三十八条中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の二十七第二項」に、「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

第百四十一条第一項中「第二十七条」を「第百二十九条」に改める。

別記様式第五表面中「第68条第７項」を「第68条第６項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第61条の６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項及び第８項並びに第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第１項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第51条の９第１項若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第１項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第１項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度にお